

児童館の指定管理者の指定について

1 施設の名称・指定管理者候補者・指定期間

施設の名称	指定管理者候補者	指定期間
亀戸児童館	東京都世田谷区上北沢三丁目 8 番 19 号 社会福祉法人 雲柱社 理事長 小磯 満	令和 9 年 4 月 1 日から 令和 14 年 3 月 31 日 まで

2 選定方法

公募選定の方法

(1) 第一次審査

応募法人からの提出書類について、事業計画書、収支計画書を基に総合的な審査を行った。その結果、配点の 6 割以上の得点を獲得した法人として、3 法人を選定した。

(2) 第二次審査

第一次審査を通過した法人に対して、現地視察及びヒアリング、プレゼンテーションを行い、総合評価により指定管理者候補者を選定した。

3 選定の経緯

日 付	会 議 名	内 容
令和 8 年 4 月 24 日	第 1 回指定管理者選定評価委員会児童館・きつずクラブ合同専門部会	募集要項（案）、選定基準（案） 評価基準（案）及び審査手順（案） の決定
令和 8 年 5 月 19 日	第 1 回公の施設に係る指定 管理者選定評価委員会	募集要項、選定基準、評価基準及 び審査手順の決定
令和 8 年 5 月 19 日		公募開始
令和 8 年 6 月 1 日		施設見学会
令和 8 年 6 月 19 日		公募締め切り
令和 8 年 7 月 7 日	第 2 回指定管理者選定評価委員会児童館・きつずクラブ合同専門部会	第一次審査通過法人決定

令和8年7月14日 令和8年7月15日		第一次審査通過法人現地視察 第一次審査通過法人プレゼンテーション
令和8年8月4日	第3回指定管理者選定評価委員会児童館・きっずクラブ合同専門部会	選定評価委員会に推薦する候補者選定
令和8年8月27日	第2回公の施設に係る指定管理者選定評価委員会	推薦候補者の決定

4 選定結果

(1) 応募状況

施設見学会参加事業者数 4 法人
申込み事業者数 3 法人

(2) 第一次審査の結果（書類審査）

評価項目	合計点	(社福) 雲柱社	A 法人	B 法人
I 受託する姿勢や意欲	10	9.2	7.6	8
II 受託施設の運営に関する考え方	40	32.6	30.6	24
III 区民サービスに関する考え方	140	119	111	115.8
IV 児童館事業の運営の考え方	85	71	66.2	65.4
V 江東きっずクラブ事業について	30	26.8	23.8	23
VI 受託施設における地域との関わりに対する考え方	40	35.4	32.8	31
VII 開設前の準備	5	3.8	3.4	4.2
VIII 法人運営状況	65	55.2	53.8	48
IX 特記事項	10	9.6	8.8	8.4
合 計	425	363	338	328

(3) 第二次審査の結果（現地視察及びヒアリング、プレゼンテーション）

評 価 項 目		合計点	(社福) 雲柱社	A 法人	B 法人
Ⅰ 施設視察	1 施設の環境	50	40.8	36.4	38
	2 利用者への働きかけ	20	16	13.6	13.6
	3 衛生環境	40	28	28.4	31.6
	4 安全管理	20	13.6	13.6	15.2
	5 個人情報保護	20	15.2	14.4	13.6
Ⅱ プレゼン テーション	1 経営理念・運営方針	60	56	48	43.2
	2 法人の運営体制	60	47.2	45.6	40
	3 施設運営	120	98	84.8	80
	4 地域共生社会の推進	60	54	45.6	39.6
	5 計画の実現性	50	44	37.2	29.2
合 計		500	413	368	344

(4) 総合結果

評 価 項 目	合計点	(社福) 雲柱社	A 法人	B 法人
第一次審査	425	363	338	328
第二次審査	500	413	368	344
合 計	925	776	706	672
評価段階		A	B	B

5 選定理由

区の児童館の運営方針を理解しており、施設運営に関する考え方についても評価が高い。また、地域との関わり方や関係機関との連携における提案が具体的であり、利用者や地域住民に対する福祉向上を目指した支援に秀でていることから、社会福祉法人雲柱社を亀戸児童館の指定管理者（候補者）として選定した。